

政令第二百四十三号

公認心理師法施行令

内閣は、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三条第三号、第九条第一項、第三十五条（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定
- 三 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の規定
- 四 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定
- 五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定

- 六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定
- 七 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の規定
- 八 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定
- 九 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定
- 十一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定
- 十二 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五百五十七号）の規定
- 十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）の規定
- 十四 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）の規定
- 十五 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）の規定
- 十六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の規定

十七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定

十八 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）の規定

十九 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）の規定

二十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定

二十一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第十七号）の規定

二十二 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第十五項及び第十七項から第九項までの規定

（受験手数料）

第二条 法第九条第一項の政令で定める受験手数料の額は、二万八千七百円とする。

（変更登録等の手数料）

第三条 法第三十五条（法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定め

る手数料の額は、六千百円とする。

（登録の手数料）

第四条 法第三十七条第二項の政令で定める手数料の額は、七千二百円とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十九年九月十五日）から施行する。

（医療法施行令の一部改正）

2 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の五の七に次の一号を加える。

十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

3 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び国家戦略特別区域法」を「、国家戦略特別区域法」に改め、「限る。」の下に

「及び公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）」を加える。

第十四条の二及び附則第三条中「及び国家戦略特別区域法」を「国家戦略特別区域法」に改め、「限る。」の下に「及び公認心理師法」を加える。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

4 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百四十五 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）